

障害福祉サービス事業所の開設まで

1 指定の要件

障害福祉サービス事業を提供する事業者は、以下の要件を満たす必要があります。

欠格事由に該当しないこと

【参考】

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号）

法人であること（療養介護及び短期入所は、この限りでない）

人員、設備及び運営に関する基準を遵守すること

人員基準（管理者・サービス管理責任者等、人員配置に関する基準）

設備基準（訓練作業室・相談室等、設備及び備品に関する基準）

運営基準（事業所が留意すべき事項や事業を実施する上で求められる事項等に関する基準）

【参考】

「指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年大分県条例第62号）

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）

2 指定までの流れ

①事前準備

(1) 申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を把握

(2) 報酬算定基準について把握

【参考】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）

(3) 事業内容・人員体制・場所の検討

(4) 事業計画・収支計画の作成

②事前協議

(1) 開設予定の市町村にて事前協議（障害福祉計画上の支障がないか確認 等）

(2) 県障害福祉課にて事前協議（事前予約が必要）

※①事前準備の進捗具合を踏まえて、事業計画等に関する協議を行います。

③書類提出（必要書類はチェックリストを参照）

④書類審査対応

⑤現地確認対応

※現地確認までに、申請どおりの設備及び備品の準備が必要です。

⑥事業開始

※県の指定後から事業を開始できます。③から⑥までの期間は、原則2箇月です。